

内閣総理大臣
法 務 大 臣 様

下諏訪町議会議長 樽 川 信 仁

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

自分に責任がないにもかかわらず服役させられ、あるいは命を奪われるなど、えん罪により処罰されることは国家による最大の人権侵害の一つです。そして、再審手続はえん罪被害者を救済する最後の手段です。

しかしながら、現行の刑事訴訟法では、再審手続に関する規定はわずか 19 箇条しかなく、再審手続をどのように行うかは裁判所の広範な裁量に委ねられています。そのため、再審請求事件の審理の進め方は裁判所によって様々であり、いわゆる再審格差と呼ばれるような裁判所ごとの格差が目に見える形で現れています。したがって、再審における手続の整備の必要性が強く求められています。

通常刑事事件の裁判では一定の要件の下で証拠開示が制度化されましたが、再審における証拠開示について定めた明文の規定が存在していません。検察や警察といった捜査機関にはえん罪被害者に有利な証拠が存在している可能性があるにもかかわらず、検察官にはそのような証拠を開示する義務がなく、証拠が開示されるかは裁判官及び検察官の裁量にかかっているため、無罪証拠が隠されたまま再審請求を認めない判断が確定する可能性もあります。証拠開示の制度化は、再審開始決定に大きく影響します。

再審開始決定がなされても、検察官の不服申立てによって審議が長期化することも課題の一つとなっています。

よって、国においては、えん罪被害者を早期に救済するために、次のとおり刑事訴訟法（再審法）を改正することを強く要望します。

記

- 1 再審手続における全面的な証拠開示を制度化すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。
- 3 再審請求人に対する手続保障を中心とする手続規定を整備すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。